

## 冬の水都大阪ウィークの実施にかかるライトアップ事業仕様書

### 1 総則

本業務は、契約書、本仕様書に従い実施するものとする。

### 2 目的

本業務は、水都大阪のシンボル空間である八軒家浜のにぎわい創出と冬の閑散期における舟運の活性化を目的に、大阪・光の饗宴のエリアプログラムとして、八軒家浜遊歩道と隣接する中之島公園南東部の手すりのライトアップを実施するものである。

ライトアップ期間(予定)：令和6年11月30日(土)～令和7年1月31日(金)

※2月以降、再度ライトアップを行う可能性もある。

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 4 実施(設置)場所

#### ① 八軒家浜遊歩道

天神橋から天満橋の間の大川沿いの手すりと高水敷の手すりの一部 約600m

#### ② 中之島公園南東部

中之島公園の土佐堀川沿いの手すり(阪神高速道路下から天神橋まで) 約170m

### 5 実施内容

- (1) チューブライトを川沿いの手すりに設置し、ライトアップを行う。その管理・運営すべてを行う。
  - ・設置箇所と区間は別紙のとおり。
  - ・チューブライトの仕様について、色は電球色、グレードは防滴加工された屋外用のもの(IP65以上)で、2年程度の連続仕様に耐えうる耐久性を持つものとする。
  - ・設置工事、電源供給については、現地の管理者である西大阪治水事務所等関係機関と協議を行い、柵の養生、電気メーターの設置方法等、指示に従うこと。また、設置に必要なとなる申請用の図面等の作成を行うこと。
  - ・電気コード等で通行人がつかづくことがないように、動線計画を作り、路面の養生や注意喚起などの対策を行うこと。
  - ・ライトアップで生じた電気代についてはコンソーシアムが負担するものとする。
- (2) 契約期間中は、保守・管理を行い、故障等が生じた場合は修繕を行うこと。チューブライトが切れる等した場合に備えて50m以上の予備を保管しておくこと。
- (3) 天神橋のスロープと支柱のライトアップ「天神橋 TORCH」を行っており、照明デザインについて配慮すること。

## 6 行政協議及び申請業務

- ・実施にあたり必要な行政協議及び申請業務は水都大阪コンソーシアムと連携して行い、必要な資料等を用意すること。

## 7 業務責任者

- ・契約締結後3日以内に、業務全般を指揮し、窓口となる業務責任者を1名選出し、氏名、所属、連絡先を報告すること。

## 8 工程管理

- (1) 業務実施計画書に基づき業務管理を行うこと。
- (2) 常に書類及び写真類を整理し、監督職員が資料を求めた場合、整理物を提出すること。
- (3) 協議に必要な資料は受注者が作成すること。

## 9 業務管理

- (1) 安全対策を十分行い業務を進めること。
- (2) 業務に起因する事故、苦情等は、受注者の責任において解決すること。
- (3) 業務中、過失等により業務現場内外の工作物等の損傷、破損があった場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任負担において復旧すること。

## 10 その他

- (1) 業務で知り得た個人情報については、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に取扱うこととし、契約書記載の「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた内容については、監督職員と協議の上、その指示を受けること。

以 上